

Ⅱ 入学者選拔要領

目 次

1	埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針	103
2	一般募集入学者選抜要領	104
3	実技検査実施要領（芸術系学科、体育系学科及び外国語系学科等）	108
4	面接実施要領	109
5	帰国生徒特別選抜要領	110
6	外国人特別選抜要領	112
7	定時制の課程における特別募集選抜要領	114
8	秋季募集入学者選抜要領	116

① 埼玉県公立高等学校 入学者選抜の基本方針

埼玉県公立高等学校入学者選抜は、入学者選抜実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づいて、中学校長から提出された調査書、選抜のための学力検査の成績等を資料とし、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

ただし、定時制の課程における特別募集及び通信制の課程における募集にあつては、選抜の資料の一部を他の資料をもって代えることができる。

高等学校においては、この入学者選抜要領の基準に基づき、選抜のための資料等を取り扱い、校長を委員長とする選抜委員会を設けて、公正な選抜を行う。

2 一般募集入学者選抜要領

1 選抜資料の取扱い

入学者の選抜のための学力検査の成績及び中学校長から提出された調査書については、次に示す基準に基づいて取り扱う。

(1) 学力検査

ア 学力検査を実施する各教科の配点

100点とする。

イ 傾斜配点

傾斜配点を実施する外国語科、外国語コース等においては、英語の配点を200点、他の各教科の配点を100点とする。

傾斜配点を実施する理数科等においては、数学及び理科の配点を各200点、他の各教科の配点を100点とする。

傾斜配点を実施する人文科等においては、国語、社会及び英語の配点を各200点、他の各教科の配点を100点とする。

なお、傾斜配点は当該学科・コース等の受検者全員について行う。

(2) 調査書

次に示す要領に従って、ア～ウの各得点を算出する。(以下、ア～ウの各得点の合計を「調査書の得点の合計」という。)その際、イ及びウの得点の合計が、アの得点を超えないよう、各得点の最高点を定める。

ア 学習の記録の得点

「学習の評定の各学年別合計」に、各高等学校が定める各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数(点)とする。またその最高点は、各学年の比率の数値の合計に45を乗じて得た数(点)とする。

イ 特別活動等の記録の得点

学級活動、生徒会活動、学校行事、その他について、各高等学校の教育方針、学校・学科等の特色に応じて定める基準に従って得点を算出する。

ウ その他の項目の得点

総合的な学習の時間の記録、その他の記録について、各高等学校が定める基準に従って得点を算出する。

また、ボランティア活動や地域における社会活動など、学校外における活動についても十分配慮する。

なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、得点を算出する際に配慮する。

(3) その他の資料

次のア及びイについて、各高等学校の定めた基準に従って得点（以下、「その他の資料の得点」という。）を算出する。

ア 実技検査

③の「4 得点の算出」（108ページ）による。

イ 面接の結果

④の「4 得点の算出」（109ページ）による。

2 選抜の手順と方法

(1) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60%～80%を、第1次選抜で入学許可候補者とする。

第1次選抜における割合の決定に当たっては、5%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の60%～100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。

さらに、残りの人数を第3次選抜で入学許可候補者とする。

上記により、第1次選抜及び第2次選抜における入学許可候補者数を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

(2) 第1次選抜

ア 学力検査の得点の合計（①）のほか、調査書の得点の合計及びその他の資料の得点に、高等学校で定めた各定数をそれぞれ乗じて以下の②及び③の換算点を算出し、「①～③の合計」（④）に基づいて選抜し、特に検討を要しない者を入学許可候補者とする。

① 学力検査の得点の合計

② 第1次選抜における調査書の得点の合計の換算点

③ 第1次選抜におけるその他の資料の得点の換算点

④ ①～③の合計

第1次選抜においては、①を②で除した値は、 $\frac{4}{6}$ から $\frac{6}{4}$ の範囲にあるように、また、

③の値は①及び②の値の合計を超えないようにする。

なお、②及び③の値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第1位を四捨五入することを原則とする。

イ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

第1次選抜において、自己申告書を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録を資料とせず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行う。

この選抜による入学許可候補者数は、第1次選抜における入学許可候補者数に含めるこ

ととする。

(3) 第2次選抜

第1次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第2次選抜の対象者とする。

学力検査の得点の合計(⑤)のほか、調査書の得点の合計及びその他の資料の得点に、高等学校で定めた各定数をそれぞれ乗じて以下の⑥及び⑦の換算点を算出し、「⑤～⑦の合計」(⑧)に基づいて選抜し、特に検討を要しない者を、第2次選抜における入学許可候補者とする。

⑤ 学力検査の得点の合計(=①)

⑥ 第2次選抜における調査書の得点の合計の換算点

⑦ 第2次選抜におけるその他の資料の得点の換算点

⑧ ⑤～⑦の合計

第2次選抜においては、⑤を⑥で除した値は、 $\frac{3}{7}$ から $\frac{7}{3}$ の範囲にあるように、また、⑦の値は⑤及び⑥の値の合計を超えないようにする。

なお、⑥及び⑦の値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第1位を四捨五入することを原則とする。

(4) 第3次選抜

第3次選抜を行う場合は、第2次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第3次選抜の対象者とする。

ア ④又は⑧の値に基づき、各高等学校で定めた順位までの者をイに掲げる選抜の対象者とし、残りの者を不合格とすることができる。

イ 1の(2)のイ、ウ及び(3)の各得点から1つ又は2つ以上の組合せなどを用いて選抜し、入学許可候補者とする。

その際、通学距離又は通学時間を資料に加えることができる。

3 選抜に当たっての留意事項

(1) 2つ以上の学科又はコース等を有する場合

ア 選抜及び各得点の換算は、学科又はコース等ごとに行う。

イ 第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の第2次選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の扱いが異なるとき、第2次選抜における資料の扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の扱いに従う。

ウ 第2志望に準ずる志望の選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのちに実施することができる。

第2志望に準ずる志望の選抜の対象となる学科・コース等が複数あるときの実施順は、選抜を行う過程において適宜定める。

選抜は、2の1に掲げる資料の中から、当該選抜の対象となる志願者が共通して有する資料を用い、第1次選抜又は第2次選抜若しくは第3次選抜の選抜方法に準じて、各高等学校で取扱いを定めて行う。

(2) 特別な事情を有する志願者の選抜

特別な事情によって、他の大部分の者と同一の選抜が困難な者については、次のア～エにより選抜を行う。

ア 特別の教育課程により学習している者、3学期（2学期制等の場合は、これに該当する時期）に本県の中学校等に転入学した者又は隣接県協定によらない他の都道府県等からの志願者については、次のことに注意する。

(ア) 学習の記録の得点の取扱いについて、各志願者の状況を個々に判断する。

(イ) 各教科の学習の記録の評定が10段階評定のときは、各学年別の9教科の評定の合計を0.55倍したものを「学習の評定の各学年別合計」とする。ただし、各学年別の9教科の評定の合計が82（点）以上のときは、「学習の評定の各学年別合計」を45（点）とし、各学年別の9教科の評定の合計が16（点）以下のときは、「学習の評定の各学年別合計」を9（点）とする。

(ウ) 1の(1)～(3)の資料に該当するものがないとき又は不足しているときは、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

イ 災害等のやむを得ない事情などで、所定の調査書が提出できないときは、所定の調査書に代わるものを参考資料とし、上記アに準じて取り扱う。

ウ 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

エ その他、状況に応じて上記アに準じて取り扱う。

4 追検査の選抜と方法

(1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、追検査を受検した志願者の選抜は、追検査の得点の合計、調査書の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。なお、追検査を受検した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、面接の得点も資料にする。

(2) 追検査において、特別な事情を有する志願者の選抜は、3(2)に準ずる。

③ 実技検査実施要領（芸術系学科、体育系学科及び外国語系学科等）

1 実施

(1) 方法等

実技検査は、実施要項に基づいて実施する。

(2) 準備

実施校は、実技検査実施計画を作成し、あらかじめ十分な打合せを行う。

2 内容等

実技検査の内容、種目及び方法等は、実施要項の第4（12ページ）による。

3 実技検査委員

当該学科等の専門教科担当者などからなる実技検査委員会を設け、実技検査委員が評定に当たる。

なお、英語による問答を内容とする場合の実施委員は、教諭等を充て、2人以上を1組とする。実施委員のうち1人は英語の教科担当者であることが望ましい。

4 得点の算出

実技検査の結果については、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

なお、英語による問答を内容とする場合の評価の観点、次のとおりとする。

(1) 内容の正しさ

(2) 文法・語法の適切さ

(3) 音声の自然さ

(4) その他実施校が定めるもの

4 面接実施要領

1 実施

(1) 方法等

実施要項の第5（16ページ）による。

(2) 準備

実施校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

2 質問内容

学校、学科等の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

(1) 学力の測定にかかわること

(2) 志願者の基本的人権にかかわること

ア 志願者の障害、容姿等に関すること

イ 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

ウ 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

3 面接委員

教諭等を充て、2人以上を1組とする。

4 得点の算出

(1) 面接の結果については、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

ただし、マイナスの得点は与えることができない。

(2) 評価の観点は、次のとおりとする。

ア 目的意識及び志望の動機・理由

イ 学習意欲及び興味・関心

ウ 各高等学校で必要とするもの

5 その他

帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、別途定める。

5 帰国生徒特別選抜要領

1 帰国生徒特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「帰国生徒特別選抜による募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、原則として入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、国語、数学及び英語の3教科について実施し、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 入学願書、調査書、帰国生徒特別選抜適用申請書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき10分程度とする。

(4) その他

4 (109ページ) に準ずる。その際、志願者の海外における生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 実技検査

実技検査を実施する学科・コース等においては、帰国生徒特別選抜に志願する者に対して、

3 (108ページ) に従い、実技検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び学習状況等を十分に配慮する。
- (2) 帰国生徒特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が帰国生徒特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書及び学習の記録等一覧表の内容等について、出身中学校長に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

⑥ 外国人特別選抜要領

1 外国人特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「外国人特別選抜を実施する学校、学科の募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、数学及び英語の2教科について実施し、国語、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 入学願書、調査書、外国人特別選抜適用申請書等の提出された書類の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容、質問方法、評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

④（109ページ）に準ずる。なお、面接に当たっては、志願者の海外における生活及び日本での学習状況等について、十分に配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

5 選抜に当たっての配慮事項

(1) 志願者の海外での生活及び日本での学習状況等を十分に配慮し、外国人特別選抜の募集人員を満たすように努める。

(2) 外国人特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。

- (3) 志願者数が外国人特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書及び学習の記録等一覧表の内容等について、出身中学校長等に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

7 定時制の課程における特別募集選抜要領

1 特別募集の人員

実施要項の第1の1（5ページ）に示す人数に含まれるものとする。

2 作文

(1) 実施日

実施要項の第11の6（26ページ）による。

(2) 内容等

学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容等を定める。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 入学願書及び志願理由書等の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき10分程度とする。

(4) 面接委員

面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。

(5) 面接日

原則として、作文を実施する日に実施する。

(6) 質問内容

学校・学科の特色等を踏まえ、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ロ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

(7) 面接における評価の観点

志願の理由、学習意欲及び態度とする。

(8) その他

追検査も同様に実施する。

4 資料の評定

(1) 志願理由書

志願の理由について、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(2) 作文

作文について、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(3) 面接

面接の結果を、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

5 総合得点

志願理由書、作文及び面接の各得点を資料として、各高等学校が定める基準に従って、総合得点を算出する。

その際、学校の教育方針、学科の特色等に基づいて、各資料の扱いに差をつけることができる。

6 選抜

総合得点に基づいて、入学許可候補者を決定する。

8 秋季募集入学者選抜要領

1 作文

(1) 実施日

実施要項の第13の7（29ページ）による。

(2) 内容等

学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容等を定める。

(3) 得点の算出

作文について、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

2 面接

4（109ページ）に準ずる。

3 選抜

作文の得点、調査書の得点及びその他の資料の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

4 その他

その他の事項については、2（104ページ）に準ずる。

令和8年度埼玉県公立高等学校入学者選抜を実施する高等学校及び所在地一覧

学校名	所在地
上尾	上尾市
上尾鷹の台	上尾市
上尾橋	上尾市
上尾南	上尾市
朝霞	朝霞市
朝霞西	朝霞市
いずみ	さいたま市
伊奈学園総合	伊奈町
入間向陽	入間市
岩槻	さいたま市
岩槻商業	さいたま市
浦和	さいたま市
浦和北	さいたま市
浦和商業	さいたま市
浦和第一女子	さいたま市
浦和西	さいたま市
浦和東	さいたま市
大宮	さいたま市
大宮科学技術	さいたま市
大宮光陵	さいたま市
大宮商業	さいたま市
大宮中央	さいたま市
大宮東	さいたま市
大宮南	さいたま市
大宮武蔵野	さいたま市
小鹿野	小鹿野町
小川	小川町
桶川	桶川市
桶川西	桶川市

学校名	所在地
越生翔桜	越生町
春日部	春日部市
春日部工業	春日部市
春日部女子	春日部市
春日部東	春日部市
川口	川口市
川口北	川口市
川口工業	川口市
川口青陵	川口市
川口東	川口市
川越	川越市
川越工業	川越市
川越女子	川越市
川越総合	川越市
川越西	川越市
川越初雁	川越市
川越南	川越市
北本	北本市
久喜	久喜市
久喜工業	久喜市
久喜北陽	久喜市
熊谷	熊谷市
熊谷工業	熊谷市
熊谷商業	熊谷市
熊谷女子	熊谷市
熊谷西	熊谷市
熊谷農業	熊谷市
栗橋北彩	久喜市
芸術総合	所沢市

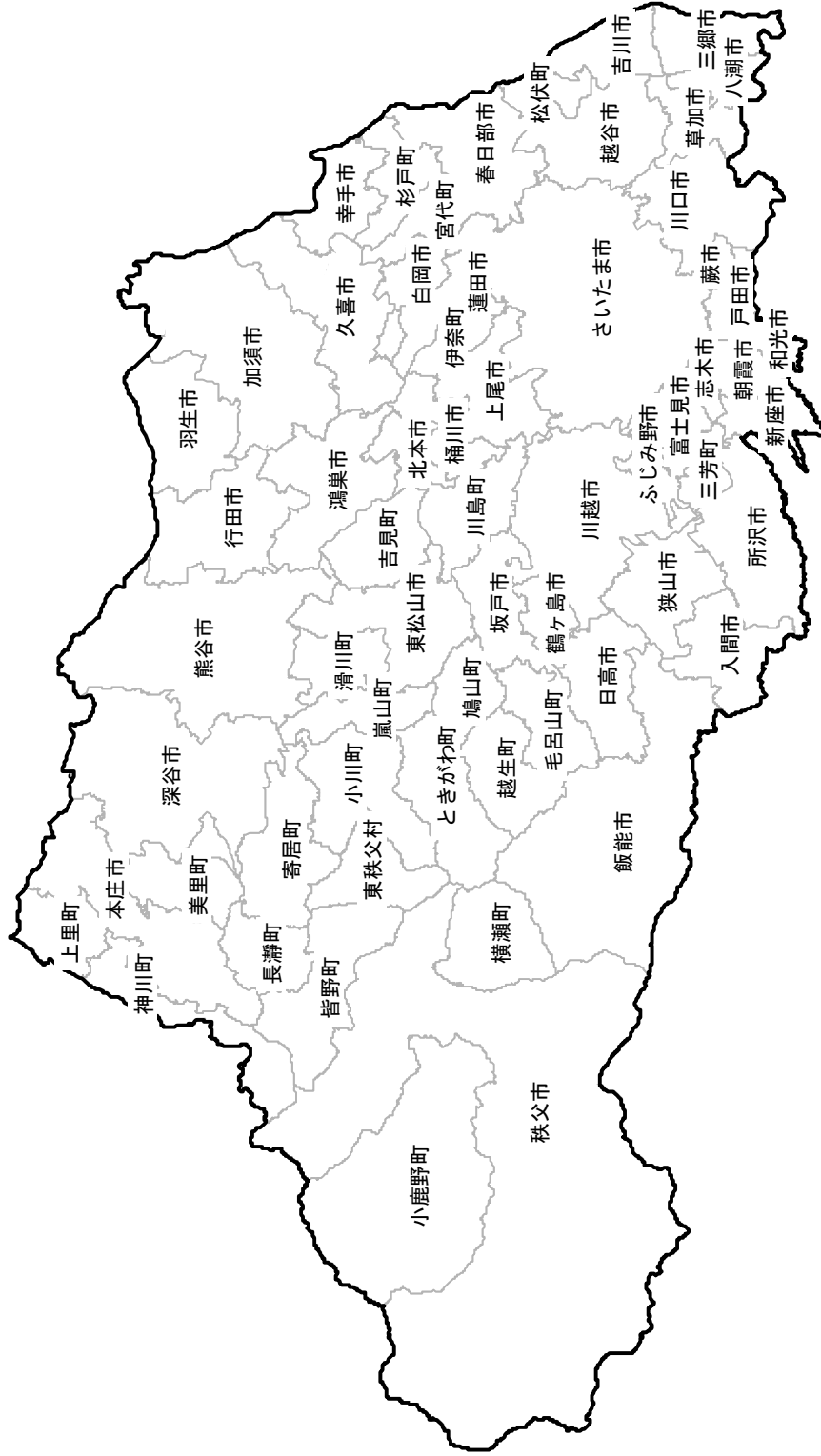
学校名	所在地
鴻巣	鴻巣市
鴻巣女子	鴻巣市
越ヶ谷	越谷市
越谷北	越谷市
越谷総合技術	越谷市
越谷西	越谷市
越谷東	越谷市
越谷南	越谷市
児玉	本庄市
坂戸	坂戸市
坂戸西	坂戸市
幸手桜	幸手市
狭山経済	狭山市
狭山工業	狭山市
狭山清陵	狭山市
狭山緑陽	狭山市
志木	志木市
庄和	春日部市
白岡	白岡市
進修館	行田市
杉戸	杉戸町
杉戸農業	杉戸町
誠和福祉	羽生市
草加	草加市
草加西	草加市
草加東	草加市
草加南	草加市
秩父	秩父市
秩父農工科学	秩父市

学校名	所在地
鶴ヶ島清風	鶴ヶ島市
常盤	さいたま市
所沢	所沢市
所沢北	所沢市
所沢商業	所沢市
所沢中央	所沢市
所沢西	所沢市
戸田翔陽	戸田市
豊岡	入間市
滑川総合	滑川町
南稜	戸田市
新座	新座市
新座総合技術	新座市
新座柳瀬	新座市
蓮田松韻	蓮田市
鳩ヶ谷	川口市
羽生	羽生市
羽生実業	羽生市
羽生第一	羽生市
飯能	飯能市
日高	日高市
深谷	深谷市
深谷商業	深谷市
深谷第一	深谷市
吹上秋桜	鴻巣市
富士見	富士見市
ふじみ野	ふじみ野市
不動岡	加須市
本庄	本庄市

学校名	所在地
松伏	松伏町
松山	東松山市
松山女子	東松山市
三郷	三郷市
三郷北	三郷市
三郷工業技術	三郷市
宮代	宮代町
妻沼	熊谷市
八潮フロンティア	八潮市
吉川美南	吉川市
与野	さいたま市
寄居城北	寄居町
和光国際	和光市
鷺宮	久喜市
蕨	蕨市
川口市立	川口市
市立川越	川越市
市立浦和	さいたま市
市立浦和南	さいたま市
市立大宮北	さいたま市

所在地の市町名は令和7年5月1日現在のものである。

埼玉県市町村地図



令和7年5月1日現在

問い合わせ先

1 出願資格関係

- (1) 県外中学校等からの出願
志願先高等学校
- (2) 海外の日本人学校等からの出願
埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課学事担当 048 (830) 6735

2 実施要項関係

- (1) 県内中学校
(当該市町村教育委員会を通じて所管の教育事務所等へお問い合わせください。)
 - 南部教育事務所 048 (822) 1860
 - 西部教育事務所 049 (242) 1805
 - 北部教育事務所 048 (523) 2818
 - 北部教育事務所秩父支所 0494 (23) 2116
 - 東部教育事務所 048 (737) 2733
 - さいたま市教育委員会教育課程指導課 048 (829) 1661
- (2) 県外中学校等
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 048 (830) 6766

入試相談・入試情報

- 入試相談
埼玉県立総合教育センター入試相談窓口
 - *電話による相談 048 (556) 2439 (相談窓口直通)
 - *E-mailによる相談 p7412216@pref.saitama.lg.jp
 - *入試情報提供 <https://www.center.spec.ed.jp/nyuushi>
- 志願状況等に関する情報提供
教育局県立学校部高校教育指導課ホームページ
<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/nyuushi.html>

埼玉県教育局

所在地 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話番号 048(824)2111 (代表)